

○三豊市地域プロジェクトマネージャー設置要綱

告示第239号

(設置)

第1条 この告示は、地域プロジェクトマネージャー推進要綱(令和3年3月31日付け総行応第76号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知。以下「推進要綱」という。)の規定に定めるもののほか、三豊市地域プロジェクトマネージャー(以下「地域プロジェクトマネージャー」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重要プロジェクト 市の行政施策に関する事項のうち、地域活性化に資する施策として、三豊市総合計画に位置付けられたものであって、市長が指定するものをいう。
- (2) 地域プロジェクトマネージャー 市の重要プロジェクトの現場における責任者としてプロジェクトチームを運営し、関係者間を適切に調整し、橋渡しをすることで当該プロジェクトを推進するとともに、人材育成や体制整備など当該プロジェクトの自走化に向けた手立てを講じることにより、市の活性化に向けた成果をあげていく者をいう。
- (3) 3大都市圏 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (4) 都市地域 過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を有していない市町村をいう。

(任用等)

第3条 地域プロジェクトマネージャーの任用等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域プロジェクトマネージャーは、原則として公募により選定し、市長が任用する。
- (2) 地域プロジェクトマネージャーは、次の要件のすべてに該当する者とする。
 - ア 生活の拠点を3大都市圏その他の都市地域から本市に移し、住民票を異動する意思がある者。ただし、任用時に三豊市内に住所を有するとともに生活の拠点があり、かつ、三豊市において過去に次のいずれかに該当する活動を経験した者については、この限りでない。
 - (ア) 三豊市地域おこし協力隊設置要綱(平成28年告示第105号)に規定する三豊市地域おこし協力隊の隊員
 - (イ) 地域おこし企業人交流プログラム推進要綱(平成27年3月3日付け総行応第70号総務省地域力創造審議官通知)に規定する地域おこし企業人
 - (ウ) 地域活性化起業人制度(企業人人材派遣制度)推進要綱(令和3年3月30日付け総行応第78号総務省地域力創造グループ地域自立支援応援課長通知)に規定する地域活性化起業人
 - イ 専門的な知識や経験を有し、かつ、優れた調整力を有すると市長が認める者。
 - ウ 市の実情を理解していると市長が認める者。
 - エ 心身が健康で、かつ、地域プロジェクトマネージャーとしての意欲と情熱を持っていると認められる者。
 - オ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (3) 市長は、任用に当たっては、対象者及び従事するプロジェクトの内容を市のホームページ等で公表するものとする。

(任用期間)

第4条 地域プロジェクトマネージャーの任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内で市長が定めるものとし、再任を妨げない。

(報酬)

第5条 地域プロジェクトマネージャーの報酬等(期末手当等の各種手当及び通勤に係る費用弁償の額を含む。以下同じ。)の額は、一の年度における総額が、推進要綱に定める特別交付税措置額を超えない範囲内において市長が別に定めるものとする。

2 前項の報酬等の支給については、三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三豊市条例第3号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(守秘義務)

第6条 地域プロジェクトマネージャーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(身分証明証の携帯等)

第7条 地域プロジェクトマネージャーが職務を遂行するときは、常に身分証明証(別記様式)を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 地域プロジェクトマネージャーは、身分証明証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを加工しては

ならない。

- 3 地域プロジェクトマネージャーは、身分証明証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 4 地域プロジェクトマネージャーは、職を退いたときには、身分証明証を直ちに市長に返還しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式（第 7 条関係）

（表）

顔写真	身分証明証
	氏名

上記の者は、三豊市地域プロジェクトマネージャー設置要綱第 3 条に規定する地域プロジェクトマネージャーであることを証明する。

有効期限 年 月 日～ 年 月 日

三豊市長

印

（裏）

注意事項

1

この証明証は、職務を遂行するときは常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2

この証明証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを加工してはならない。

3

この証明証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

4

この証明証は、三豊市地域プロジェクトマネージャーを退いたときは、直ちに市長に返還しなければならない。

別記様式(第7条関係)